

北海道国立大学機構における AI 利用に関するガイドライン

令和 8 年 3 月 9 日
北海道国立大学機構
情報戦略推進室

1. はじめに

このガイドラインは、北海道国立大学機構（以下「機構」という。）の教職員および学生が、教育、研究、事務業務等のあらゆる活動において AI（人工知能）サービスを安全かつ効果的に利用するための基本的な考え方と留意事項を定めるものである。AI 技術の急速な発展は、大学の諸活動に大きな変革をもたらす一方、倫理的、法的、社会的な課題も伴うものである。機構は、人間中心の AI 原則に基づき、AI を適切に活用することで、教育・研究活動の高度化、学術的貢献及び業務効率化を図り、社会への貢献を目指すものとする。本ガイドラインは、経済産業省「AI 事業者ガイドライン」等を参考に、機構における AI 利用の指針を示すものである。

2. 用語の定義

本ガイドラインにおける主な用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) AI（人工知能）：機械学習、深層学習、大規模言語モデル等の技術を用いて、文章生成、翻訳、要約、分析、動画像、音声、プログラム生成等の機能を提供する情報技術をいう。
- (2) AI サービス：AI 機能を提供するクラウドサービス、ソフトウェア又はシステムをいう。
- (3) AI 利用：AI 又は AI サービスを用いて文章生成、翻訳、要約、分析、動画像、音声、プログラム生成等の処理を行うことをいう。
- (4) AI 生成物：AI 又は AI サービスを用いて生成された文章、画像、音声、映像、プログラムコードその他の成果物をいう。
- (5) AI 生成物の利用：AI 生成物を複製、譲渡、公衆送信、上映、口述、その他の方法で利用することをいう。

3. 基本原則

機構における AI 利用にあたっては、以下の原則を遵守するものとする。

- (1) 利用者主体の原則：AI はあくまでツールの一つであり、最終的な判断、意思決定、および責任は利用者が負うものとする。AI の出力はあくまで参考情報として扱い、常に批判的に評価し、人間の専門的知見と倫理観に基づいて活用するものとする。
- (2) 安全性・信頼性の確保：AI 利用にあたっては、その安全性、信頼性を確認し、予期せぬリスクや誤作動による損害を最小限に抑えるよう努めるものとする。

- (3) 公平性・非差別性の確保：AI 利用によって、特定の個人や集団に対する不当な差別や偏見または誹謗中傷が生じないように配慮し、公平性を確保するものとする。
- (4) プライバシー保護と情報セキュリティ確保：個人情報や機密情報を含むデータを AI に入力する際は、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、厳重な注意を払い、プライバシー保護と情報セキュリティ対策を徹底するものとする。
- (5) 透明性の確保：AI の利用目的や入力および出力プロセスのデータについて、可能な限り詳細に記録しその判断過程や結果について説明責任を果たせるよう努めるものとする。
- (6) アカウンタビリティ（説明責任）：AI 利用によって生じた結果について、利用者は説明責任を負うことを理解するものとする。
- (7) 知的財産権の尊重：AI の学習に用いるデータの取り扱いや AI 生成物の利用の際には、知的財産権を侵害しないように細心の注意を払うものとする。AI 生成物が既存著作物との類似性や依拠性が認められる場合、その利用により著作権者の権利を侵害する可能性があるため、十分に確認すること。AI 生成物は利用者が責任をもって適切に取り扱うこと。
- (8) 法令・利用規約等の遵守：AI 利用にあたっては、関連する国内外の法令、各 AI サービスの利用規約、および機構の規程を遵守するものとする。
- (9) 持続可能性への配慮：AI 利用が環境や社会に与える影響にも配慮し、持続可能な発展に貢献するよう努めるものとする。

4. AI 利用における具体的な留意事項

教職員および学生は、AI を利用する際に以下の点に特に留意すること。

(1) 情報入力に関する注意

- ① 個人情報・機密情報等の取り扱い：AI には、氏名、学籍番号、成績等の個人情報、大学の機密情報、共同研究先との非公開情報、他者の知的財産権に関わる情報などを原則として入力しないこと。当該情報が AI の学習データとして利用され、意図せず第三者に開示されたり、再利用されたりするリスクを常に考慮すること。特に、情報漏洩やプライバシー侵害のリスクを避けるため、人種、信条、社会的身分、犯罪被害に関する情報等の要配慮個人情報を含む機微な情報を AI に入力する行為は厳に慎むこと。
- ② データの正確性と適切性：入力するデータが正確かつ適切であることを確認すること。誤ったデータ入力は、不正確な出力や判断の誤りにつながる。
- ③ 利用規約の確認：利用する AI サービスの利用規約を必ず確認し、データの取り扱いに関する条項を理解した上で利用すること。特に、入力したデータの取り扱い（学習利用の有無、保存期間、共有範囲など）について注意を払うこと。

(2) AI生成物の評価と利用に関する注意

- ① ハルシネーション（誤情報）への警戒：AIは時に事実に基づかない情報や誤った情報、あるいはもっともらしい虚偽情報を生成する（ハルシネーション）ことがある。特に学術論文や研究発表等に利用する際は、必ず複数の信頼できる情報源や専門知識に基づき、その正確性、妥当性、信頼性を徹底的に検証すること。必要に応じて、自ら確認した正確な出典を明記し、学術的根拠を明確にすること。
- ② 内容の検証と最終確認：AI生成物をそのまま利用せず、必ず人間が内容を精査し、その責任において最終的な確認を行うこと。特に、重要な意思決定、公表する資料、評価に関わる内容については、慎重な確認が必要である。誤った情報や不適切な内容が拡散されることのないよう、最大限の注意を払うこと。
- ③ 倫理的・社会的に適切な利用：AI生成物が、差別、偏見、ハラスメント、誹謗中傷、虚偽情報の拡散などを助長しないよう、その倫理的・社会的な影響を考慮すること。不適切、不道德、違法な目的での利用は禁止する。
- ④ 知的財産権の侵害防止：AI生成物の利用には、既存著作物に類似しないかを十分に確認すること。AI生成物にロゴやデザインが含まれる場合には、商標権や意匠権の侵害にも注意が必要であり、必要に応じて調査を行うこと。また、プロンプトに既存著作物を入力する等、その著作物を認識して似せることを意図としてAI生成物を得ると、得られたAI生成物の利用が著作者の権利を侵害する可能性があるため法的リスクを考慮すること。

(3) 情報セキュリティ

- ① AIサービスへの不正アクセスや情報漏洩のリスクを常に意識し、パスワードの適切な管理など、各自で基本的なセキュリティ対策を講じること。
- ② 機構が推奨する、または提供するAIサービスがある場合は、積極的にそれらの利用を検討すること。これらのサービスは、セキュリティやプライバシー保護の観点から、一定の基準を満たしていることを想定しているため、可能な限り利用を推奨する。

(4) 倫理的配慮と社会的責任

- ① AI利用が社会や個人の生活に与える影響について常に意識し、責任ある行動を心がけること。
- ② AIによって生成された情報が、人々の意思決定や社会の認識に誤解を与えたり、悪影響を及ぼしたりしないよう、利用者として最大限の配慮を行うこと。特に、アカデミアにおけるAI利用は、社会への影響が大きいため、より高い倫理観が求められることを認識すること。

(5) AI 利用の開示

AI を利用して作成した資料（レポート、論文、発表資料、企画書など）を公表・提出する際は、原則として AI を利用した旨を明示するなど、透明性を確保すること。例えば、脚注、謝辞、あるいは別途定められたセクションに、「本稿の一部は〇〇（AI サービス名）を用いて作成された」等の記述を行うこと。ただし、学術論文等、特定の成果物においては、各学術団体のガイドラインや投稿規程を優先すること。

(6) 法令・利用規約等の遵守

- ① 国内外の関連法令（著作権法、個人情報保護法等）を遵守すること。
- ② 利用する AI サービスの利用規約を遵守すること。規約違反は、法的トラブルやサービスの停止につながる可能性がある。万が一、規約違反が発覚した場合、利用者はその責任を負うことを理解すること。

5. 責任と体制

- (1) 利用者の責任：AI 利用は、本ガイドラインが示す考え方にに基づき、個人の判断と責任において行われるものである。業務において本ガイドラインに留意して AI を適正に利用した結果、予期せぬ問題や損害が生じた場合には、機構が組織として必要な対応を行うものとする。ただし、利用者は、AI の出力には誤りが含まれる可能性があることを十分に理解し、常に内容の正確性を検証した上で活用する責務を負う。AI の出力に起因する判断の最終的な責任は人間にあることを認識し、主体的に利用すること。なお、法令に違反する不正な利用、または故意もしくは重大な過失によって機構の社会的信用を損なう行為があった場合には、利用者がその責任を負うとともに、機構の規程等に基づき適切な措置がとられることを認識すること。
- (2) 機構の役割：当機構は、教職員および学生が安全かつ効果的に AI を利用できるよう、本ガイドラインの策定、情報提供、学習機会の提供、問題発生時の相談窓口の設置などを通じて支援するものとする。
- (3) 問題発生時の対応：AI の利用に関して、倫理的問題や法的問題が発生した場合は、速やかに経営企画課大学連携室に報告すること。報告された情報に基づき、機構は適切に対応するものとする。

6. 継続的な学習と情報収集

AI 技術や関連する倫理的・法的課題は日々進化している。利用者は、AI に関する最新の情報や知見を継続的に学び、本ガイドラインが技術革新や社会情勢の変化に応じて適宜見直されることを理解し、常に適切な利用を心がけるとともに、機構が提供する学習機会を積極的に活用すること。

7. ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、技術革新や社会情勢の変化に応じ、原則として年1回を目途に、関係部局と連携して見直しを行う。ただし、緊急を要する事態や重大な変更が生じた場合には、適時に見直しを行うことができるものとする。

8. 実施

本ガイドラインは、令和8年4月1日から実施する。